

中国税務速報

2023年4月17日

1. 【財政部 税務総局公告 2023 年第 5 号】物流企業のコモディティ商品保管施設用地に対する都市土地使用税の優遇政策の継続に関する公告

物流産業の健全な発展を促進するため、物流企業のコモディティ商品保管施設用地に対する都市土地使用税の優遇政策を継続実施し、以下のとおり公告します。

一．2023年1月1日から2027年12月31日まで、物流企業が所有（自己使用およびリースを含む）または賃借するコモディティ商品保管施設用地に対して、その所属する土地の等級に応じた税額基準の50%を減免して都市土地使用税を徴収します。

二．本公告でいう物流企業とは、少なくとも倉庫業または運送業のいずれかの事業を営み、工業や農業の生産、流通、輸出入及び居住者の生活に倉庫保管、配送などの第三者物流サービスを提供しており、また、独立した会計を実施し、民事責任を独立して負担し、倉庫業または運送業の専門物流企業として工商部門に登録されている企業を指します。

本公告でいうコモディティ商品保管施設とは、同一の保管施設の建築面積が6,000平方メートル以上で、主に穀物、綿花、植物油、砂糖、野菜、果物、肉、水産物、肥料、農薬、種子、飼料などの農産物および農業生産資材、石炭、コークス、鉱石、非金属鉱物製品、原油、精油、化学原料、木材、ゴム、パルプ及び紙製品、鉄鋼、セメント、非鉄金属、建材、プラスチック、繊維原料などの鉱産物および工業原料を保管する施設を指します。

本公告でいう保管施設用地とは、倉庫区内の各種の倉庫（配送センターを含む）、燃料タンク、（プール）、貨物ヤード、乾燥ヤード（貯蔵ヤード）、キャノピーなどの保管施設及び鉄道専用線、埠頭、道路、荷役場所などの物流業務の付帯施設用地を含みます。

三．物流企業の事務所や居住区の用地及びその他コモディティ商品の保管に直接使用されない土地は、この公告に基づく減税の対象とはならず、所定の都市土地使用税が課されます。

四．本公告日以前に納付した税金は、納税者が将来支払うべき税金から控除または還付されるものとします。

五．本公告に規定された減税政策を享受する納税者は、規定に従い、減税申告を行い、不動産の所有権証明書、土地使用証明書、賃貸借契約書などを検査用に保管しておく必要があります。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n368/c5185877/content.html>

2. 【財政部 税務総局公告 2023 年第 6 号】小規模薄利企業及び個人事業者に対する所得税優遇政策に関する公告

小規模薄利企業や個人事業者の発展を支援するため、関連税制を以下のとおり公告します。

一．小規模薄利企業の年間課税所得が100万元を超えない部分については、課税所得の25%を減額し、法人所得税の20%の税率を適用するものとします。

二．個人事業者の年間課税所得が100万元を超えない部分については、既存の優遇政策に基づき、個人所得税を半額に減免します。

三．本公告でいう小規模薄利企業とは、国による制限や禁止されていない産業に従事し、年間課税所得が300万元以下、従業員数が300人以下、総資産が5,000万元以下という3条件を同時に満たす企業を指します。

従業員数は企業と労働関係を結んだ従業員の数及び企業が派遣労働者を受け入れた場合の労働者の数を含みます。従業員数および総資産指標は、年間を通じて企業の四半期平均によって決定されるものとします。具体的な計算式は以下のとおりです：

四半期平均値 = (期首 + 期末) ÷ 2

年間の四半期平均値 = 年間の各四半期平均値の合計 ÷ 4

期中で開業または廃止された場合は、実際の営業期間を課税年度として、上記の関連指標を決定することになります。

本公告の実施期間は、2023年1月1日から2024年12月31日までです。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5185878/content.html>

3. 【財政部 税務総局公告 2023 年第 7 号】研究開発費の税引き前控除に関する政策のさらなる改善に関する公告

企業の研究開発投資を促進し、科学技術イノベーションをさらに支援するため、企業の研究開発費の税引き前控除に関する政策について、以下のとおり公告します。

- 一. 企業が研究開発活動を実施し、実際に発生した研究開発費について、無形資産を形成せず当期の損益に計上する場合、2023年1月1日以降、企業は実際に発生した研究開発費用をまず規定に基づいて控除し、その後、実際に発生した金額の100%を税引き前にさらに控除することができます。また、無形資産を形成する場合、2023年1月1日以降、無形資産の原価の200%を基に税引き前に償却することができます。
- 二. 企業が研究開発費控除の追加政策を享受するための、その他の政策基準及び管理要件は、『財政部 国家税務総局 科学技術部の研究開発費控除の追加政策の改善に関する通知』（財税〔2015〕119号）及び『財政部 国家税務総局 科学技術部の海外委託企業の税引き前研究開発費控除の追加に関する政策問題に関する通知』（財税〔2018〕64号）等の文書の関連規定により実施します。
- 三.本公告は、2023年1月1日から適用されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n359/c5185879/content.html>

4. 【国家税務総局公告 2023 年第 5 号】個人事業者の発展を支援するための個人所得税の優遇政策実施に関する公告

『財政部 税務総局の小規模薄利企業及び個人事業者に対する所得税の優遇政策に関する公告』（2023年第6号）を実施し、個人事業者の発展をさらに支援するために、関連事項について以下のとおり公告します。

- 一. 個人事業者の年間課税所得が100万元を超えない部分については、現存の優遇政策に加えて、個人所得税を半額に減免します。個人事業者は、課税方式の別に関係なく、この政策の対象となります。
- 二. 個人事業者は、税金を予納する際にその恩恵を受けることができます。年間の課税所得額は、当期の期末時点までの状況に基づいて判断され、年度の確定申告時に年単位で計算し、過不足を調整します。個人事業者が2か所以上から事業所得を得ている場合、年度確定申告を行う際、その個人事業者の事業所得の年間課税所得を合算し、減免税額を再計算し、その過不足を調整します。
- 三. 個人事業者は以下の方法に従って減免税額を計算します。減免税額 = (個人事業者の事業所得額が100万元を超えない部分の課税額 - 他の政策による減免税額) × 個人事業者の事業所得額の100万元を超えない部分の課税額 ÷ 事業所得の課税所得額 × (1 - 50%)。
- 四. 個人事業者は、上記の方法で算出した減免税額を該当する事業所得税申告書の「減免税額」欄に記入し、『個人所得税の減税・免除事項報告書』を添付する必要があります。電子税務ポータルを通じて申告を行う個人事業者に対しては、税務当局が優遇政策の減免税額と報告書の事前記入サービスを提供します。定額控除による簡易申告を行う個人事業者に対しては、税務当局が減免後の税額に基づいた納税を行います。

五. 本公告の実施期間は、2023年1月1日から2024年12月31日までです。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5185889/content.html>

5. 【国家税務総局公告 2023年第6号】小規模薄利企業に対する所得税の優遇政策実施に関する公告

中小企業の発展を支援し、小規模薄利企業に対する所得税の優遇政策を実施するため、徴収・管理に関連して、以下のとおり公告します。

- 一. 財政部、国家税務総局が規定する小規模薄利企業の条件を満たす企業は、関連政策に基づき、小規模薄利企業に対する所得税の優遇政策を享受するものとする。企業が法人資格のない支社を設立する場合、本社とその支社の従業員数、総資産、年間課税所得を合算して計算し、その合算値に基づき、小規模薄利企業の条件に適合するかどうかを判断するものとする。
- 二. 小規模薄利企業は、帳簿検査方式、査定徴収方式のいずれを採用するかにかかわらず、小規模薄利企業向けの優遇所得税政策を享受することができます。
- 三. 小規模薄利企業は、企業所得税の予納と確定申告の際に、申告書を作成することにより、小規模薄利企業向けの所得税の優遇政策を享受できます。小規模薄利企業は基礎情報を正確に記入し、従業員数、総資産、年度課税所得額、国により制限または禁止されている業種などの基本情報を正確に記入する必要があります。情報システムは、小規模薄利企業に対して自動的に税優遇プロジェクトを予め入力し、減免税額を自動計算します。
- 四. 小規模薄利企業が所得税を予納する場合、従業員数、総資産、年間課税所得額の指標は、予納申告をする期の直近の四半期末時点を基準に判断します。
- 五. 小規模薄利企業の条件を満たさない企業で、期中に企業所得税を予納する際に、関連政策基準に従い、小規模薄利企業の条件を満たすと判断された場合、予納申告が属する期末までの累計状況により減免税額を算出します。小規模薄利企業の条件を満たさないために、前期以前に企業所得税の過払いがあった場合、その後の四半期に支払うべき企業所得税と相殺することができます。

企業が企業所得税を予納する際、小規模薄利企業に対する所得税優遇政策を享受しているが、期中に関連政策基準を満たさないことが判明した場合、規定に基づき企業所得税を返還する必要があります。

- 六. 小規模薄利企業の所得税は、一律に四半期ごとに予納されることとなります。

企業所得税を月次で予納する企業については、当年4月、7月、10月の予納申告時において、関連する政策基準により小規模薄利企業に該当すると判断された場合、次の予納申告期間から四半期予納申告に変更し、一度変更された場合、同年内の変更は行わないこととします。

- 七. 本公告の実施期間は、2023年1月1日から2024年12月31日までです。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5185893/content.html>